

受託試験約款

第1条（契約の目的）

この受託試験約款（以下「本約款」という）は、委託者が日本無線株式会社（以下「JRC」という）に委託する試験業務（以下「本業務」という）を円滑に実施するために必要な共通の基本事項を定めることを目的とする。

第2条（適用）

委託者及びJRCは、本約款に従って本業務を履行する。

2. 本業務の個別の委託契約（以下「個別契約」という）の定めが本約款の定めるところと相異するときは、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用される。

第3条（個別契約の成立）

個別契約は、委託者が本約款に同意した上でJRC所定の依頼書（受託試験依頼票）により申込み、JRCが受け付けた時点をもって成立する。

第4条（委託料金）

JRCは、委託者の問合せに基づいた概算の見積書を作成し委託者に提示する。

2. JRCは、本業務の実施により概算の見積書から変更が生じる恐れがある場合は速やかに委託者に確認し、承諾を得る。

3. JRCは、第7条第1項の報告書作成後、委託者に委託料金の請求書を発行する。

4. 委託者は、委託料金を前項の請求書に基づき、原則として報告した月の翌月末日までに、JRCが指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は委託者の負担とする。

5. 本業務の履行完了前に個別契約が終了した場合、終了原因のいかんを問わず、委託者はJRC に対して、既に履行された本業務の内容に応じた料金を支払うものとする。

第5条（供試品の納入）

委託者は、個別契約で定めた本業務の実施に必要な供試品を指定日までに JRC に納入するものとする。

2. JRC は、前項の納入後速やかに供試品の状態、数量等について JRC 所定の受入検査を行うものとする。また、受入検査の結果、所定の基準を満たさないと判断した場合、直ちに委託者に通知し、本業務の履行の中止、継続等について協議するものとする。

3. 供試品の納入に要する費用は、すべて委託者の負担とする。

4. 供試品の納入が遅延した場合、本業務の開始を延期又は中止することがある。

第6条（本業務の実施等）

JRCは、前項第2項の受入検査合格後、本約款及び個別契約に従い、善良なる管理者の注意をもって受託試験を実施する。

2. 本業務は、原則としてJRC営業日の9:00～17:00以外は無人状態で実施する。

3. 委託者は、JRCにおける試験立会を希望する場合、JRCへ事前に連絡し、承諾を得るものとする。但し、JRCの事情により、試験立会を断ることや希望日時の変更を求める場合がある。
4. 委託者は、JRCの事前の承諾なしに試験所内の定められた区域外への立ち入り、写真撮影等をしてはならず、試験所への立入にあたってJRCの指示に従う。
5. 委託者の責に帰すべき事由により試験装置が故障又は何らかの損失を被った場合、委託者はJRCに対して修理代や損失の補填に要する費用を支払う。

第7条（本業務の完了）

- JRCは、本業務完了後、個別契約の定めに従い成果物あるいは報告書を委託者に提出するものとし、その時点で本業務の履行が完了したものとみなす。なお、提出が希望日より遅れることが判明した場合は、速やかに委託者へ提出予定日を連絡する。
2. JRCは、前項の成果物あるいは報告書の控えを本業務完了後1年間保管する。

第8条（供試品の返還）

- JRCは、本業務完了後、個別契約の定めに従い供試品を委託者に返還する。なお、返還に際し供試品に変質、滅失、毀損等が生じた場合であっても、JRCはなんらその責を負わないものとする。
2. 供試品の返還に要する費用は、すべて委託者の負担とする。

第9条（本業務の実施責任、免責）

- JRCは、個別契約の定めに従い、善良なる管理責任者の注意義務をもって本業務を実施することのみを担保し、受託試験の結果が受託者の特定の目的に合致することについては、保証しないものとする。
2. JRCは、天災地変その他JRCの責めに帰することのできない事由により、個別契約の履行が困難になったときは、本業務を終了させることができるものとし、これにより生じた委託者の損害を賠償する義務を免れる。
 3. JRCは、委託者が本業務の結果を利用することにより、委託者または第三者に生じた損害について、理由の如何を問わず、一切の責を負わない。
 4. JRCは、JRCの責に帰すべき事由により、本業務に手落ちおよび間違いがあったと認められる場合、委託者と協議のうえ、以下のいずれかの措置を行う。
 - (1) JRCの費用負担により、本業務を再実施する。
 - (2) 委託者から既に支払われた委託料の範囲内で委託者が被った損害を補償し、未払いの委託料があれば、委託者に請求しない。
 5. 前項の措置についての委託者の請求権の行使期限は、個別契約終了後1年までとする。
 6. JRCは、本業務の結果について、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しない。

第10条（秘密保持）

- JRCは、第5条第1項に定める供試品および委託者から開示・提供された営業上、技術上の情報のうち、秘密である旨を特定されたもの（以下併せて「秘密情報」とい

う)に関して、委託者の書面による事前の承諾なしに、これらを第三者に開示または漏洩しないとともに、本業務以外の目的には使用しない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

(1) 秘密情報の提供又は開示を受ける前に既に自らが所有又は取得していたことを立証し得るもの

(2) 秘密情報の提供又は開示を受ける前に既に公知になっていたか又は当該提供若しくは開示後自らの責によらず、公知となったもの

(3) 秘密情報の提供又は開示を受けた後で、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく合法的に取得したことを立証し得るもの

2. JRCは、委託者から本業務を受託した事実について第三者に開示、漏洩しない。

3. 前2項の規定に拘らず、JRCが本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、JRCは秘密情報を当該再委託先に開示できる。但し、JRCは、当該再委託先に対して、JRCが前2項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させる。

4. 本条の義務は、個別契約終了後1年間存続する。

第11条（公表）

本業務の全部または一部につき委託者が公表したいときは、事前にJRCの承諾を得るものとする。また、JRCは委託者の事前の承諾なくして本業務の全部または一部を公表してはならない。

第12条（反社会的勢力との関係排除）

委託者は、JRCに対し、以下の項目を表明し、保証する。

(1) 自己及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと

(2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと

(3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと

(4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

(5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

第13条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が生じたときは、両者誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

第14条（本約款の変更）

JRCは、必要に応じ、随時本約款を変更できるものとする。但し、この変更は既に有効に成立している個別契約に影響を及ぼさないものとする。